

「ステルスマーケティングに関する検討会報告書（案）」に関する意見募集について

1 意見募集の対象

ステルスマーケティングに関する検討会報告書（案）（以下「報告書案」といいます。）

2 意見募集の趣旨

消費生活のデジタル化の進展に伴い、デジタル広告市場は、マスメディア4媒体の広告市場規模を上回るなど拡大が著しくなっています。特に、SNS上で展開される広告については、その傾向が顕著となっている中で、広告主が自らの広告であることを隠したまま広告を出稿するなどのステルスマーケティングの問題がより一層顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、消費者庁では、適切な表示を実現する観点からインターネット広告市場の健全な発展に向けた対応方策を検討するため、ステルスマーケティングに関する検討会（以下「本検討会」といいます。）を令和4年9月16日から開催しました。本検討会では、事務局からステルスマーケティングに関する実態調査の報告を行うとともに、検討に資すると考えられる関係事業者等（広告代理店、PR会社、レビューサイト運営者、デジタルプラットフォーム提供者、ECサイト運営者、事業者団体等）からヒアリングを行い、実態を踏まえつつ、検討及び議論を重ねてきました。

本報告書案は、本検討会におけるこれまでの検討及び議論を踏まえ、ステルスマーケティングの実態を明らかにするとともに、適正な表示を実現する観点から、提言を行うものです。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、今後の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和4年12月2日（金）から同年12月15日（木）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【2】職業（法人その他の団体にあつては業種）〔任意〕
- 【3】住所

【4】電話番号

【5】電子メールアドレス（お持ちの場合）

【6】御意見及びその理由（御意見の対象となる案、該当箇所及び御意見・理由を御記入ください。）

- * 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を記載していただきますようお願いいたします。
- * 郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【6】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 電子メールの場合

E-mail : i.sutema2022@caa.go.jp 宛て

- * 電子メールの件名を「ステルスマーケティングに関する検討会報告書案について」としてください。

(3) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁表示対策課 ステルスマーケティングに関する検討会報告書（案） 意見募集担当 宛て

- * 封筒表面に「ステルスマーケティングに関する検討会報告書（案）」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理しかねますので、その旨御了承願います。